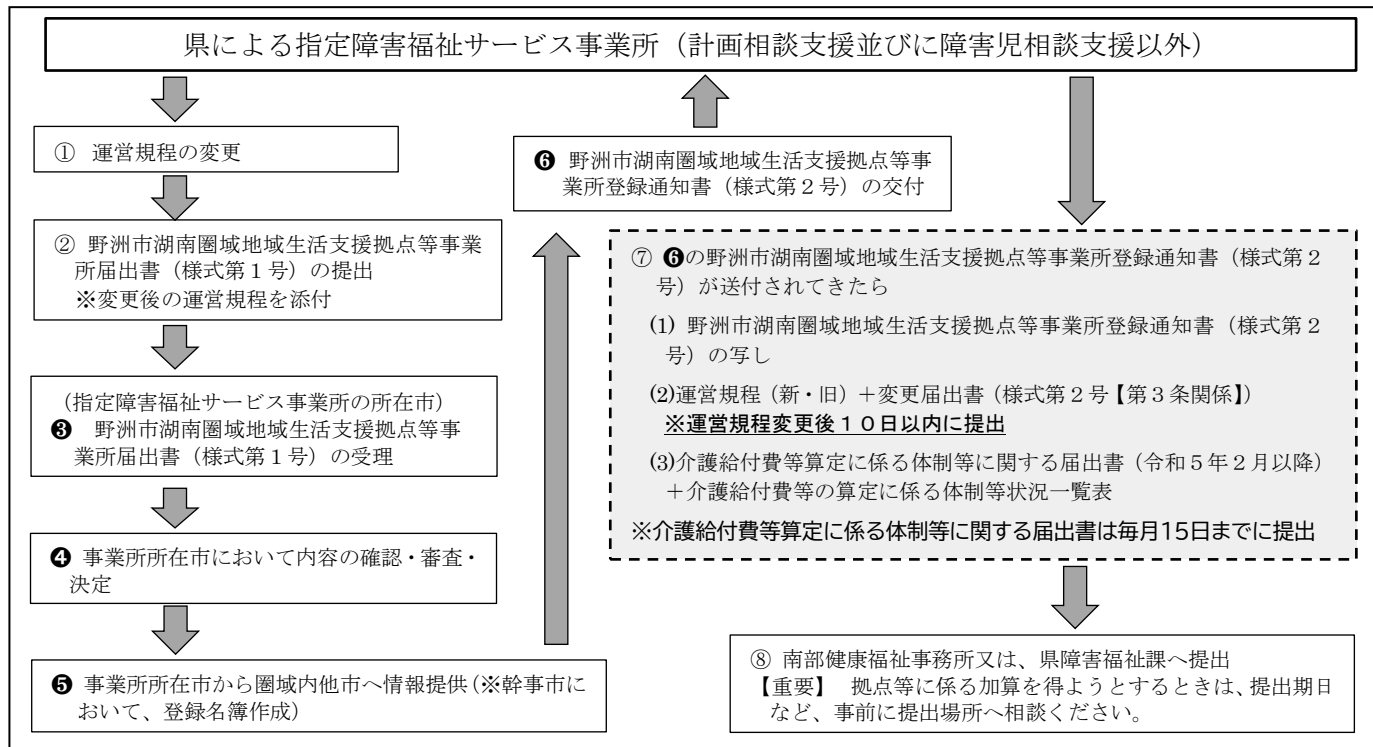


湖南圏域における地域生活支援拠点等整備事業を担う事業所の手続きの流れ

事業所は運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記し、拠点等の機能を担う事業所としての届出書（様式第1号）を事業所が所在する市へ提出します。

○県指定障害福祉サービス事業所

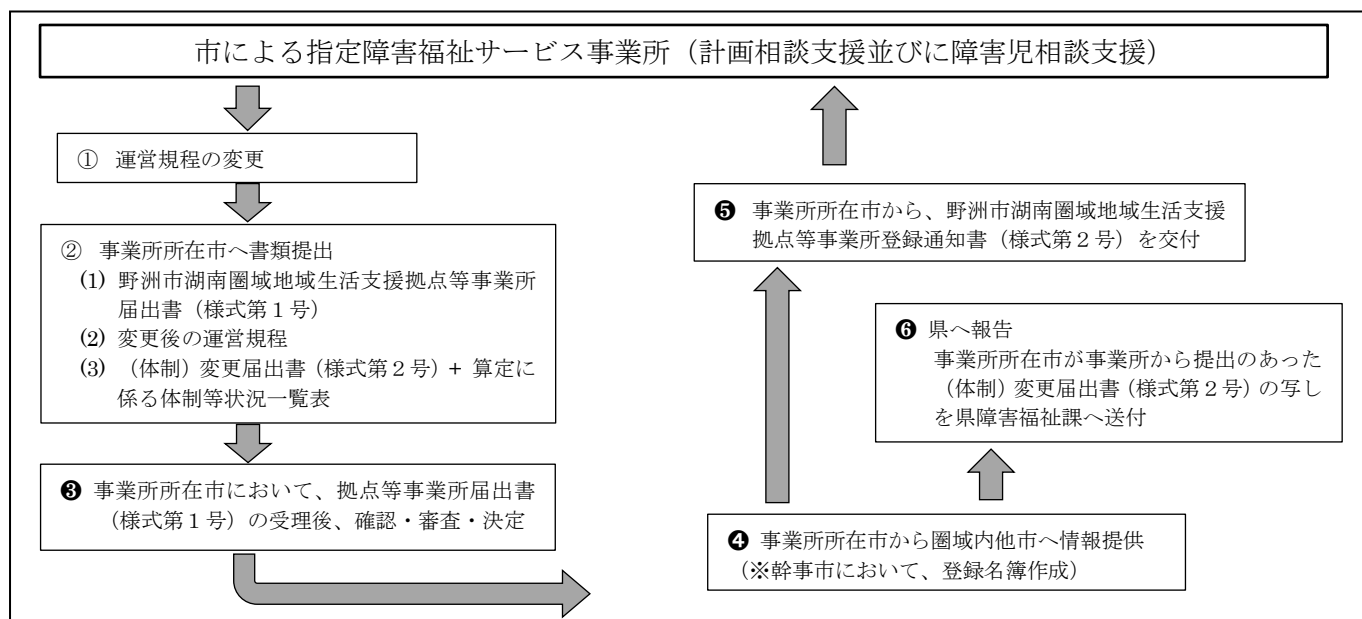
- ▶ 県・南部健康福祉事務所 → 指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）事業所の場合
（※居宅介護事業所の対象サービスは、身体介護、身体介護を伴う通院等介助のみ）
- ▶ 県・障害福祉課（企画・指導係）→ 計画相談支援並びに障害児相談支援を除く、上記以外の指定障害福祉サービス



【注意】 ①、②、⑦、⑧は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、④、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

○市による指定障害福祉サービス事業所

- ▶ 各市障害福祉支援所管課 → 計画相談支援並びに障害児相談支援



【注意】 ①、②は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、④、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。